5 文科高第639号 令和5年7月31日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 大学を設置する各地方公共団体の長 高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会教育長 各 文部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿 独立行政法人大学入試センター理事長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 放 送 大 学 関 理 事 長

文部科学省高等教育局長 池田 貴城

大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(通知)

この度、別添1のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令」(令和5年文部科学省令第26号。以下「改正省令」という。)が、別添2のとおり「専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」(令和5年文部科学省告示第67号。以下「改正告示」という。)が、それぞれ令和5年7月31日に公布され、同日付けで施行されます。

今回の改正は、国際連携教育課程制度の運用の実態を踏まえ、一定の場合に教員の兼務を認めるとともに、専用の施設及び設備の整備を伴わない国際連携学科及び国際連携専攻(以下「国際連携学科等」という。)の設置を認めることなどとし、国際連携教育課程制度の更なる活用促進を図るものです。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 改正の概要 1 改正省令

- (1) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部改正
 - ① 国際連携学科に係る基幹教員数
 - ア 国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第10条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこと。 (第55条第1項及び第56条の5第1項関係)
 - イ 特定国際連携学科(その収容定員が当該学科を置く学部の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。②において同じ。)の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学部に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができることとしたこと。(第55条第2項関係)
 - ② 国際連携学科に係る施設及び設備 特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第56条第2項関係)
 - ③ その他 その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。
- (2) 専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の一部改正
 - ① 国際連携学科に係る基幹教員数
 - ア 国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第34条に定める学部の種類 及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこ と。(第67条第1項及び第72条第1項関係)
 - イ 特定国際連携学科(その収容定員が当該学科を置く学部の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。②において同じ。)の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学部に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができることとしたこと。(第67条第2項関係)
 - ② 国際連携学科に係る施設及び設備 特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第68条第2項関係)
 - ③ その他 その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。
- (3) 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)の一部改正
 - ① 国際連携専攻に係る教員数
 - ア 国際連携専攻を置く研究科に係る教員の数は、第9条に規定する教員の数 に、大学設置基準第10条に定める基幹教員の数に算入できない教員一人を加え

た数以上とすることとしたこと。(第40条第1項関係)

- イ 特定国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。②において同じ。)の教員であって第9条第1項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合は、当該研究科に置かれる当該他の専攻の教員であって同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができることとしたこと。(第40条第2項関係)
- ② 国際連携専攻に係る施設及び設備

特定国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第41条第2項関係)

- (4) 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)の一部改正
 - ① 国際連携専攻に係る施設及び設備

特定国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数と して定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研 究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一であ る国際連携専攻をいう。)に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専 攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支 障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備 えることを要しないこととしたこと。(第40条第2項関係)

- (5) 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の一部改正
 - ① 国際連携学科に係る基幹教員数
 - ア 国際連携学科に係る基幹教員の数は、第22条に定める学科の種類及び規模に 応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこと。(第48 条第1項及び第49条の5第1項関係)
 - イ 特定国際連携学科(その収容定員が当該学科を設ける短期大学の収容定員の 内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野 と当該短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野 とが同一である国際連携学科をいう。②において同じ。)の基幹教員は、教育 研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる当該他の学 科の基幹教員がこれを兼ねることができることとしたこと。(第48条第2項関 係)
 - ② 国際連携学科に係る施設及び設備

特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第49条第2項関係)

- (6) 専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の一部改正
 - ① 国際連携学科に係る基幹教員数
 - ア 国際連携学科に係る基幹教員の数は、第31条に定める学科の種類及び規模に 応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこと。(第64 条第1項及び第69条第1項関係)
 - イ 特定国際連携学科(その収容定員が当該学科を設ける専門職短期大学の収容 定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及 び分野と当該専門職短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の 種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。②において同じ。)の基幹 教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学に 置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。(第64条第2 項関係)
 - ② 国際連携学科に係る施設及び設備

特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第65条第2項関係)

2 改正告示

- (1) 国際連携専攻に係る専任教員数
 - ① 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数は、第1項の規定により置くものとされる専任教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこと。(第1条第6項関係)
 - ② 特定国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。)の専任教員は、教育研究に支障がないと認められるときは、当該研究科に置かれる当該他の専攻の専任教員がこれを兼ねることができることとしたこと。(第1条第7項関係)
- (2) その他

その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第2 留意事項等

1 改正の趣旨

今回の改正は、以下の①、②及び③により、母体となる学部等の教育資源の活用を 前提とした国際連携学科等を設けることも可能とし、もって、国際連携教育課程制度 の更なる活用促進に資することを期待したものであること。

- ① 国際連携学科等を設ける学部等(学部及び研究科並びに短期大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。)に追加的に一人以上の教員を配置することは求めつ、当該学科等ごとに一人以上の教員を配置することは求めないこととすること
- ② 特定国際連携学科等(特定国際連携学科(その収容定員が当該学科を置く学部、短期大学又は専門職短期大学の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部、短期大学又は専門職短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。)及び特定国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。)をいう。以下同じ。)の教員について、当該特定国際連携学科等を置く学部等の他の学科及び専攻(当該特定国際連携学科等と授与される学位の種類及び分野が同一であるものに限る。以下「他の学科等」という。)の教員がこれを兼ねることができることとすること
- ③ 特定国際連携学科等に係る施設及び設備について、当該学科等を置く学部等の施設及び設備を利用することができることとすること

2 留意事項

- (1) 国際連携学科等を置く学部等に、追加して配置することとしている一名の教員は、当該学科等と連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学等との調整等を専門に行うことを想定していること。
- (2)特定国際連携学科等の収容定員は、当該学科等を置く学部等の収容定員の内数として定められていることが必要であり、当該学部等における特定国際連携学科等の収容定員の内数の割合について、一律の制限を設けるものではないが、適切な教育研究活動等が行われるよう、例えば、特定国際連携学科等の教員と当該学科等を置く学部等の他の学科等の教員とを兼ねることとする場合の個々の教員の労務管理等の観点も含めて、様々な面から十分に検討した上で判断することが必要であること。
- (3)特定国際連携学科等に複数の学位の分野が含まれることとなる場合、当該学科等を置く学部等の他の学科等であって、このうちいずれかの学位の分野を含むものの教員は、特定国際連携学科等の教員を兼ねることができること。この場合も含めて、特定国際連携学科等の教員を兼ねることとなる当該学科等を置く学部等の他の学科等の教員の選定に当たっては、その専攻分野等にも照らした上で、各大学において適切に判断いただきたいこと。

- (4) 特定国際連携学科等の教員を、当該学科等を置く学部等に置かれる他の学科等の教員が兼ねることができることとしたこと並びに特定国際連携学科等に係る施設及び設備について、当該学科等を置く学部等の施設及び設備を利用することができることとしたことに関して、「教育研究に支障がないと認められる場合」とは、一律にこれを定め難く、個別具体に判断すべきであることから、特定国際連携学科等の設置に際し、各大学においてその旨を適切に説明されたいこと。
- (5) 今回の改正に伴い、改正省令及び改正告示の施行以降の認可申請・届出の手続等については、以下URLに別途掲載予定の「国際連携学科等の設置の認可申請等に係る提出書類の作成の手引」(令和5年7月改正後)を確認し、対応すること。

【申請・届出書類作成の手引、記入様式など】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm

(6) 改正省令及び改正告示の施行に合わせて、文部科学省において、国際連携教育課程等に関する留意事項や注意点等を網羅的にまとめたガイドラインについても改訂し、以下URLに別途掲載予定である。また、国際連携教育課程の実施に当たっては、本通知に加え、当該ガイドライン並びに「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(平成26年11月14日付け26文科高第621号文部科学省高等教育局長通知)及び「大学設置基準等の一部を改正する省令及び大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示の施行等について(通知)」(令和4年3月17日付け3文科高第1569号文部科学省高等教育局長通知)も併せて参照すること。

【ガイドライン等掲載リンク】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/index.htm

【本件担当】

(国際連携教育課程制度に関すること)

文部科学省高等教育局参事官(国際担当)付企画係 電話 03-5253-4111(内線2060)

メールアドレス kotokoku@mext.go.jp

(大学設置基準等に関すること)

文部科学省高等教育局大学教育・入試課法規係

電話 03-5253-4111 (内線3338)

メールアドレス daigakuc@mext.go.jp

別添~

〇文部科学省令第二十六号

学 校 教 育 法 昭 和 + -年 法 律 第二十六号) 第三条 の規定に基づき、 大学 · 設 置 基準等 0) 部 を改正

する省令を次のように定める。

令和五年七月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学設置基準等の一部を改正す

る

省

令

(大学設置基準の一部改正)

第

条 大 学 設 置 基 準 昭 和 三 + --- 年 文 部 省 令 第二十 八 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

次 \mathcal{O} 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を ک れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \emptyset 改 正 後 欄 に 掲 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に ニ 重 傍 線 を 付 L た 規 定

以 下 対 象 規 定」 とい う。 で 改 正 前 欄 にこ れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 撂 げ 7 1 な 7 ŧ \mathcal{O} は ک れ を 加

える。

1

第 3 2 第 2 三十 五 六 数に、 基本 教員がこれを兼ねることができる 場合に限る。 と当該学部 容定員が当該学科を置く学部の収容定員 お 定に係る附属施設につい 国 学 及び分野とが 十 五 この省令に 条 お け 九条(第三十九条の規定に係る附属施設について適用 略 表第 組織 別表第二 九 際 る相当の 部 れ か 条、 条 連 以 略 定とめ 達携学科 を、 を加 場 同 外 第四 合に に置 当該学科に 0 玉 \mathcal{O} 規定に えた数以 る 際 組 及び別表第三を除き、 お 基 「学科」には学部以外の カ 学部 同 に 十二条の三、 7 は 連 織を含むものとする。 本 獲男 係る基 て、この章、 れる他 第五十 組 か 0) 当 基幹教員は である国際連携学科をいう。 織 該学 おい 種 科を置く学部に か 上とする。 - 五条、 改 て適用する場合に限る。 の学科において授与される学位 わらず 類及び規 幹教員 部 て授与される学位の種 第四十六条、 正 に置かれ 数) 第五十六条 第十条、 教育研 模 特定国 後 に 学 応じ 係 基 る当該他の学科 部 究に支障がな の内数として定めら 際連携学科 る基幹教 本組織を置 第三十七条の二、 定める 第四十八条、 (第三十九 には学り 次条第二項 類及び分野 基 員 部以外 く場合に 幹 0 (その 条の 数 0 教 別 表第 基幹 は 員 す 第 収 る 第 種 \mathcal{O} 規 兀 \mathcal{O} 第六条 第 [項を加える。 2 3 数に、 三十九条、 第十 五. 場合に限る。 む には学部以外 第三を除き、 十 国際 九条 学 計 + ŧ 同上] 五条 L 条に定め のとする。 の省令に 部 た数以 以 連携学科に係 (第三十九条の 同 外 \mathcal{O} 上 玉 玉 第 0 る学 際 際連携学 0 兀 上とする。 お 基 「学部」 基本 連携学科 十二条の三、 本 て、 部 第五十五条 組 0) る基幹教 組 織 この章、 科を置く学部に 織を置 種 には学部 規定に係る附属 改 類 及 12 び 員 < 第四十六条、 正 規模 、場合 別表第 数 以 第十条、 分外の基 前 0 に に 施設に 基幹教員 応じ定め 係る基 おける相 本組 第三十七条の二、 第 四 別表第二及び 幹 織 0 る基幹 当の を加えた数を を、 教 V) 十八条、 て適用 員 組 0) 学 教 数 織 を含 員 科 別 す は 第 表 0 る 兀 第

(国際連携学科に係る施設及び設備)

第五十六条 [略]

2 際 を置く学部 まで及び 教育 第三十 連 携学科に 研 係 第四 究に支障がない 兀 る 条か 0 施 施 + 係 設 る施設及び 6 設及び 及 条 第三十 び 0 設 設 備 + と認められ 備を利用することができるも \mathcal{O} 六 設備 規定に 条まで、 V を備えることを て は カ る場場 第三十 カ 当 わ 合に 5 該 ず 八 特 は 条 定 要 玉 特 カ L 6 際 定 な 玉 該特定 連 第 携学 際 四 のとし 連 + 玉 科 携 条

員 共 数 同 玉 際 連 携 教 育 課 程 \mathcal{O} 場 合 \mathcal{O} 玉 際 連 携 学 科 に 係 る 基 幹 教

第

員

数

共

第

を適 五. 玉 教 玉 れ 玉 ぞ 員 際 際 + 連 \mathcal{O} 用 連 れ 連 六 携 数 条 携 \mathcal{O} 携 L 学科 教育 کے 学 学 7 \mathcal{O} 得 科 部 五. に 課 次 6 以 に 係 項 外 係 程 第 れ る カゝ る \mathcal{O} る 五. \mathcal{O} 学 学 基 場 基 5 + 幹 第 部 科 幹 合 Ŧī. 教 兀 \mathcal{O} を 教 に 条 あ 第 項 種 員 員 \mathcal{O} つて ま 0 類 \mathcal{O} 項 数 で 及 学 数 を合 び 部 \mathcal{O} は は \mathcal{O} 規 規 と 規 模 4 計 定 当 玉 定 に 該 に な 際 に L た数 ょ 応 学 連 L カ ŋ て 携 じ 部 カ 得 に、 て 第 に 学 わ 定 6 + お 科 5 ず、 け を \Diamond n 条 を る当 る る当 置 \mathcal{O} くそ 加 基 規 共 え 該 幹 定 該 同

2~4 [略]

た

数

以

上とす

る

備

考

表

中

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

記

載

及

び

対

象

規

定

 \mathcal{O}

(国際連携学科に係る施設及び設備

第五十六条 [同上]

「項

を

加える。

同 玉 際 連 携 教 育 課 程 \mathcal{O} 場 合 0 玉 際 連 携学科 に 係る基 幹

教

携 数 \mathcal{O} 携 五. کے 学 学 学 て 教 + 得られ 科 科 部 育 六 条 以 課 12 次 に 係 項 外 係 程 \mathcal{O} 人 る カュ る \mathcal{O} る \mathcal{O} 五. 0 基 学 学 基 場 5 合 基 科 幹 第 部 幹 第 幹 兀 教 教 \mathcal{O} を に Ŧī. 教 項 種 員 あ 員 + 員 ま \mathcal{O} 類 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 Ξ. を 学 数 7 数 で 及 条 加 を \mathcal{O} び 部 は \mathcal{O} は 規 え 合 規 と 規 た数 模に応 定 4 計 当 玉 定 に な 該 際 に L 学 ょ を た L 連 カ 合 数 ŋ 7 携 じ 部 か 計 に、 得 て 第 に 学 わ 定 科 した 5 お 6 + ず、 れ \Diamond 条 け を る当 る当 数以上とす る \mathcal{O} \mathcal{O} 置 しくそ 基 玉 規 共 該 際 該 幹 同 定 連 玉 教 を 玉 れ 玉 携 際 員 適 際 ぞ 際 連 \mathcal{O} 用 連 連

2~4 [同上]

重 傍 線 を 付 L た 標 記 部 分 を 除 < 全 体 に 付 L た 傍 線 は 注 記 で あ る

(専門職大学設置基準の一部改正)

第二条 専 門 職大学設 置基準 平 成二十九年文部科学省令第三十三号)の一部を次のように改正す

る。

る 規 次 定 0 \mathcal{O} 表 傍 に より、 線 を 付 L 改 正 た 部 前 分 欄 \mathcal{O} に よう 撂 げる に 規定 改 め、 \mathcal{O} 改 正 傍線を付した部分をこれ 後 欄 に 撂 げ る対象 規定 に で 順 改 次 正 対応する改 前 欄 にこ 正後 れ に 対 欄 応する に 掲げ

ŧ \mathcal{O} を 掲 げ て 7 ない ŧ \mathcal{O} は、 ک れ を 加 え る。

第 3 2 第 2 六 以外の する。 き、 兀 七 員 第三十四 容定員が当該学科を置く学部の収容定員 \mathcal{O} (国 十七 十九 学 略 十七条 規定に係る附属施設に 0 この省令にお 条 数に、 表第 際 部 7 学 条、 適用する場合に限る。 条 連 基本組織 以 略 一条に定 部 携学科 外 第 五 0 第六十八条 玉 \mathcal{O} 規定に には学部以外の基本 を 際 基 十八条、 加えた数以上とする。 \Diamond に係る基 を置く いて、この章、 連 本 る学部 携学科 組 か 織 か 場合における相当 (第四十九条の規定に係る附属施設に 改 わらず 0) を置く学部に 幹教員 ついて適用する場 第六十条、 種類及び規模 正 数) 第三十四 組織 別表第一 特定国 後 第六十一 を、 係 条、 の内数として定めら る基幹 \mathcal{O} 際 に ※合に限 応じ 連 組織を含むも 及び別表第二を除 进携学科 「学科」 第 四 条 定 教 (第 る。 め 員 + る基 には学部 四十九 t 0) (その収 条 、 数 は、 幹 0) 教 第 条 第 第六十 [項を加える。 2 第 3 場合におけ 兀 七 員 第三十四条に 以 六 \mathcal{O} 学 十七条、 規定に係る附属施設につい + を合計 0) 玉 外 条 [同上] 七条 の基 数 際 九 の省令に 部 条、 に、 以 連携学科に係 同 本組 外 した数以上とする。 上 る相 別表第一及び別表第二を除き、 第 玉 0 \mathcal{O} 定 際 織 Ŧī. お 基 当の を、 十八 め 連 玉 い 本 る学 て、 際 携学科を置 組 条、 連 る基幹教 組 織 「学 携学科 この章、 織を含むものとする。 部 科_ 第六十 改 0) 種 く学部に 員 に て適用する場合に限る。 正 類 第三十 とに 数 は学部以外 条 、 及 び 前 第 規 六十 模 係る基幹教 兀 条、 0 に応じ定める基 基幹教員を加えた \mathcal{O} 学部」 条 基 第四十七 本 (第四 組織 員 には 0) 十九 条、 数 を 幹 置 学 は

教員がこれを兼ねることができる

と当該学部

に置

カ

れる他

の学科において授与される学位

種

か

当該学科に

おい

て授与される学位の

種

類及び分野

及び分野とが

同

である国際連携学科をいう。

次条第二項

お

同

基 幹

教員は

教育研

究に支障がな

れ

場

合

に

は

当

該学

部

に置かれる当該他の学科

0

基幹

部 第 条 第

教

国 際 連 携学科 に 係 る 施 設及び設 備

第 六十 八 条 略

2 障がない る施設及び設備を備えることを要しな 設及び設備を利 第四 び 条まで 設 備に 十三条から · と 認 0 規定に められる場合には 用することができるものとし 第四 カュ は カ 当 わ + 該 5 Ŧī. 特 ず 条まで及び第 定 玉 特 定国際 当該特定 際連携学 連 兀 十八 玉 携学科に係る施 科 際連 を 条 教育研究に支 置 から 携学科 く学部の 第 五. 施 設 +

数 共 同 玉 際 連 携 教 育 課 程 \mathcal{O} 場 合 \mathcal{O} 玉 際 連 携 学 科 に 係 : る 基 幹 教

第

を適 七 た 玉 教 連 れ 連 員 携 十二条 0 携 学 学 連 0) 用 教 携学科に 数 科 部 育 L と、 て得 に 以 課 外 係 程 第六十七 次 5 \mathcal{O} る \mathcal{O} 係 項 学 基 れ 場 る る学 合 カコ 科 幹 基 5 を 条 教 に 幹 第 部 員 あ 第 教 匹 \mathcal{O} 0) 0 0 学部 て 項ま 種 項 員 数 0) 類 は は \mathcal{O} での とみ 数 及 規 定に を び 当 玉 合計 規模 規定 な 該 際 学 L 連 か に に て 部 携 カュ L より た数 応じ 第三 学 わ 12 お 科 6 得 +に、 ず、 て け を 6 定 兀 る 置 れる当 当 8 条 < 共 を る基 そ \mathcal{O} 該 同 規 加 玉 れ 玉 え 該 幹 定 際 ぞ 際

2 (4 略

以

上とする

備

考

表

中

0

 \mathcal{O} 記 載 及 び 対 象 規 定 \mathcal{O} 重 傍 線 を 付 L た 標 記 部 分 を 除 < 全 体 に 付 L た 傍 線 は 注 記 で あ る

2

4

同

上

第六十 玉 八条 際 連 携学科に係 同 上 る施設及 び 設

[項を加える。

共 数 同 玉 際 連 携 教 育 課 程 \mathcal{O} 場 合 0 玉 際 連 携学科 に 係 る基 幹

教

第七 科以 部 数 育 کے + 学 て に 課 ごとに 係る基 得 科に係る 外 程 条 次項 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 学科 場 れ る学 合に 人 カゝ 幹 第 .. を 一 0 基 5 教 六 十七 基幹 第四 部 幹 員 あ 0) 教 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 学 て 教 員 項 種 数 条 くまで 部とみ 員 \mathcal{O} 類 は、 は \mathcal{O} を加 及 数 規 を 0) び 当 玉 定 合 規 規 該 え な 際 に 定に た数を合計 模 学 計 L 連 カコ 気に応じ て 部 携 L カコ 第三 ょ 学 た に わ 数に、 ŋ お 科 6 得ら を置 ず、 て +ける当 定め 匹 した くそ 条 れ 共 数以 る当 0) る基幹 0) 該 同 玉 規 玉 れ 玉 人上とす]際連 該 定 際 ぞ 際 玉 教 を 連 れ 連 携 際 員 適 携 \mathcal{O} 携 連 用 学 学 \mathcal{O} 教

(大学院設置基準の一部改正)

次

0)

表

に

ょ

り、 、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

 \mathcal{O}

傍線

を 付

L

た

部

分

をこ

れ

に

対

応

す

る改

正

後

欄

12

掲げ

る規

第三 条 大 学 院 設 置 基 準 昭 和 兀 + 九 年文部省令第二十八号) の 一 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 Ē す る。

定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 0 ょ う に 改 め、 改 E 後 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に れ に 対 応 する ŧ \mathcal{O}

を 掲 げ て 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は、 ک れ を 加 え る。

2 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定国際連携専攻に係る施設及び設備を利用することができる携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるあのとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当ものとし、教育研究に表障がないと認められる場合には、当ちのとし、教育研究に表を選及び設備については、当該特定国際連続専攻に係る施設及び設備と	定により専攻ごとに置く教員は、教育研究に支障がないと認案第二項において同じ。)の教員であつて第九条第一項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究に支障がないと認定により専攻ごとに置く教員は、教育研究に支障がないと認定のがある場合は、当該研究科に置かれる当該他の専攻をいう。次学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。次党ののであつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねるであつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねるであつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねるであつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねるであつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねるというであって、当該研究科に置かれる当該他の専攻において授与される学位の種類及定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及	員が当該専攻を置く研究第一項の規定にかかわら	条に規定する教員の数に、大学設置基準第十条に定める基幹第四十条 国際連携専攻を置く研究科に係る教員の数は、第九(国際連携専攻に係る教員数)	改正後
第四十一条 [同上] (国際連携専攻に係る施設及び設備)		[項を加える。]	うち一人(一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には第四十条 国際連携専攻を置く研究科に係る必要な教員の数の(国際連携専攻に係る教員数)	改正前

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第

匹 条 専 門 職大 学 院 設 置 基 準 平 成 十五 年文部 科学省令第十六号) ∅– 部を次 0 ように改 正 する。

は、これを加える。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定で 改 正 前 欄 にこれ に 対 応 する Ł \bigcirc を 掲 げ て **,** \ な

7

も の

	「靑参「憂中つ」「つ己跋をがけぬ見言つ二重奏象とけっこ」
	び設備を備えることを要しない。
<u>~</u>	と認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及
v 1	備を利用することができるものとし、教育研究に支障がない
N N	ついては、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設
	をいう。以下この項において同じ。)に係る施設及び設備に
<u> </u>	授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻
	位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において
37	内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学
<u> </u>	携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の
也	十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定国際連
7 [項を加える。]	2 第四十五条第一項の規定により適用する大学院設置基準第
第四十条 [同上]	第四十条 [略]
(国際連携専攻に係る施設及び設備)	(国際連携専攻に係る施設及び設備)
改 正 前	改正後

(短期大学設置基準の一部改正)

第

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

12

掲

げ

る

規

定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

た

部

分

をこ

れ

に

順

次

対

応

す

る

改

正

後

欄

12

掲げ

五 条 短 期 大 学 設 置 基 準 昭 和 五. + 年 文 部 省令第二十 号) の — 部 を 次 \mathcal{O} よう E 改 Ē す る。

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に れ に 対 応 する

ŧ \mathcal{O} を 掲 げ て 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は $\sum_{}$ れ を 加 え る。

改 正 後	改 正 前
(国際連携学科に係る基幹教員数)	(国際連携学科に係る基幹教員数)
第四十八条 国際連携学科に係る基幹教員の数は、第二十二条	第四十八条 国際連携学科に係る基幹教員の数は、第二十二条
に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、	に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、
一を加えた数以上とする。	一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計し
	た数以上とする。
2 別表第一の規定にかかわらず、特定国際連携学科(その収	[項を加える。]
容定員が当該学科を設ける短期大学の収容定員の内数として	
定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及	
び分野と当該短期大学に置かれる他の学科において授与され	
る学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。	
次条第二項において同じ。)の基幹教員は、教育研究に支障	
がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる当該	
他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。	
(国際連携学科に係る施設及び設備)	(国際連携学科に係る施設及び設備)
第四十九条 [略]	第四十九条 [同上]
2 第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条	[項を加える。]
及び第三十五条の九の規定にかかわらず、特定国際連携学科	
に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を設	
ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものと	
し、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定	
国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。	
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教	(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教
員数)	員数)

2~4 [略]	た数以上とする。	得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数に、一を加え	じ定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により	二十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応	、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第	分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数は	国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する	第四十九条の五 第四十八条第一項の規定にかかわらず、共同
---------	----------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------

第 四 る当 る 条 分 係 携 基 \mathcal{O} 野 る 教 + 育課 九条 該 幹 規定を適 に 学 数員 科 玉 おける当 際 \mathcal{O} 程 \mathcal{O} の数と、 連 種 \mathcal{O} 五. 0 携学科に 用 類 場 該国 及び 合に 基幹教 して得ら 第四 次 項 規 際 あ + (係る基) 冰連携学³ 模 員を加えた数を合計した数以上とする 八 9 なから第 7 条 に は、 応 0 幹 科 じ 規 教員 兀 科 以 定 国際 定 項 外 める基 に \mathcal{O} ま 種 \mathcal{O} \mathcal{O} 連 カュ 学科に 数 で 類及び規 携 か に、 幹教 学科 \mathcal{O} わらず、 規 員 定 9 が \mathcal{O} に 模に応じ 0) 属 11 て第二・ 数は、 する より 共同 国際連 得 玉 分 携学 定め + = 5 当 野 際 該 れ 連

記 部 分 を 除 < 全体 に 付 L た 傍 線 は 注 記 で あ る

備考

表中の

の記載及び対象規定の

重傍線を付した標

(専門職短期大学設置基準の一部改正)

第六 条 専 門 職 短 期 大学設置 基 準 平 成二十 · 九 年文部 科学省令第三十四 号) の一部を次のように改正

する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍線を付 l た部分をこれ 12 順 次 対応する 改 正 後 欄 に 掲げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め、 改 正 後 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄にこ れ に 対 応する

ŧ \mathcal{O} を 掲 げ て 7 な 7 Ł \mathcal{O} は、 ک れ を 加 え る。

改正後	改 正 前
(国際連携学科に係る基幹教員数)	(国際連携学科に係る基幹教員数)
第六十四条 国際連携学科に係る基幹教員の数は、第三十一条	第六十四条 国際連携学科に係る基幹教員の数は、第三十一条
に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、	に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、
一を加えた数以上とする。	一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計し
	た数以上とする。
2 別表第一の規定にかかわらず、特定国際連携学科(その収	[項を加える。]
容定員が当該学科を設ける専門職短期大学の収容定員の内数	
として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の	
種類及び分野と当該専門職短期大学に置かれる他の学科にお	
いて授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携	
学科をいう。次条第二項において同じ。)の基幹教員は、教	
育研究に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期	
大学に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねること	
ができる。	
(国際連携学科に係る施設及び設備)	(国際連携学科に係る施設及び設備)
第六十五条 [略]	第六十五条 [同上]
2 第四十条から第四十三条まで及び第四十六条から第四十八	[項を加える。]
条までの規定にかかわらず、特定国際連携学科に係る施設及	
び設備については、当該特定国際連携学科を設ける専門職短	
期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教	
育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連	
携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。	
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教	(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教

員

第

六 該 連 以 れ 8 条 係 . る 当 る基 分野 +上 る学 とする。 \mathcal{O} 教 九 該 幹 規 12 育 条 教 玉 お 定 科 課 け 際 員 を \mathcal{O} 程 第 六十 連 \mathcal{O} 適 る 種 \mathcal{O} 当 携 数 用 類 場 学 ٤ L 該 及 合 兀 て 玉 び 科 に 条 得 に 次 際 規 あ 第 係 項 5 連 模 0 ぶる基 携学 に応 か れ て 項 σ る学 ら は 第 規 幹 科 じ 教 兀 科 定 以 玉 定 員 項 \mathcal{O} 外 8 際 に 0 ま 種 \mathcal{O} る 連 カュ 数 類 学 で 基 携 カュ 及び 0) 科 幹 学 わ 規 教 5 に 科 ず、 定 規 0 員 が 模 を に 11 \mathcal{O} 属 12 加 ょ て 数 す 共 えたた り得 応じ 第三 る 同 は 分 玉 6 定 + 野 際

2 (略

備

考

表

中

0

 \mathcal{O}

記

載

及

び

対

象

規

定

0

重

傍

線

を

付

L

た

員

第 六 規に 学 該 幹 育 定お 玉 教 科 課 十 際 員 を け \mathcal{O} 程 九 る当該 適 条 連 種 \mathcal{O} \mathcal{O} 携学 数 場 用 類 及 L 合 て 玉 び 12 六 科 得ら 際 次項 規 に あ + 係 連 模 兀 0 る カュ れ 携 に て 条 る学科 基 5 応 は \mathcal{O} 幹 第 規 じ 教 兀 科 以 定 玉 定 員 項 外 際 \mathcal{O} \Diamond に まで る基 種 \mathcal{O} \mathcal{O} 連 カコ 類 学 数 携 カコ \mathcal{O} 科 幹 学 に 及 わ 規 び に 教 科 5 定に ず、 員 規 0 が 模 V 属 \mathcal{O} する に 数 玉 ょ て 共 第三十 応じ定 り 同 際 は 得ら 連携学 分 玉 野 当 際 該 れ \emptyset に 連 ・科ご る当 条 る 携 分 係 基 \mathcal{O} 野 教 る

2

とに

 \mathcal{O}

基

幹

教

員

を

加

Ż

た

数

を

合

計

L

た

数以

上とする。

4 同 上

標 記 部 分 を 除 < 全 体 に 付 L た 傍 線 は 注 記 で あ る

附

則

〇文部科学省告示第六十七号

専 門 職 大 学 院 設 置 基 準 平 成 + 五. 年 文 部 科 学 省 令 第 + 六 号) 第三 + 五. 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 専

 \mathcal{O} ょ う に 改 正 し、 公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 施 行 す る。

門

職

大

学

院

に

関

L

必

要

な

事

項

に

0

1

7

定

8

る

件

亚

成

+

五.

年文

部

科

学

省

告

示

第

五.

+

三

号)

 \mathcal{O}

部

を

次

令和五年七月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

す 定 付 規 لح 定 る L 次 L た 他 \mathcal{O} \mathcal{O} て 傍 規 \mathcal{O} 表 移 定 規 線 に 定 ょ 動 を 以 り、 کے 付 し、 下 記 L 号 改 た 改 12 正 対 部 正 象 後 ょ 前 分 欄 規 欄 り \mathcal{O} に 定」 ょ に 掲 括 う 掲 げ に کے げ L る 7 改 1 る う。 対 掲 規 8 象 げ 定 規 る 改 \mathcal{O} 定 傍 は 規 正 で 定 前 線 改 改 欄 を に 正 付 正 あ 及 前 前 U L 0 欄 改 た 欄 7 に に 部 は 正 ک 掲 後 分 げ れ そ 欄 を に る \mathcal{O} 12 対 対 標 対 れ 応 象 記 応 に す 部 順 規 L る 定 分 7 次 を 掲 t に 対 改 係 げ 応 \mathcal{O} を る る す 正 掲 後 記 そ る げ 載 欄 \mathcal{O} 改 7 標 に 正 掲 12 1 記 後 な げ 部 欄 1 分 12 る 重 傍 ŧ 対 掲 線 連 げ \mathcal{O} 象 規 続 を る

は

れ

を

加

え

る

	備考 表中の[]の記載は注記である。
7 8 同上]	8 9 [略]
	ができる。
	究科に置かれる当該他の専攻の専任教員がこれを兼ねること
	教員は、教育研究に支障がないと認められるときは、当該研
	種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。)の専任
	と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の
	れ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野
	定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定めら
[項を加える。]	7 第一項の規定にかかわらず、特定国際連携専攻(その収容
上とする。	
際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以)に、一を加えた数以上とする。
ては、次項の規定により得られる専任教員の数)に、一の国	る場合にあっては、次項の規定により得られる専任教員の数
上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあっ	を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施す
置くものとされる専任教員の数(国際連携専攻を設ける二以	の規定により置くものとされる専任教員の数(国際連携専攻
6 国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により	6 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数は、第一項
2~5 [同上]	2~5 [略]
第一条 [同上]	第一条 [略]
(専攻ごとに置くものとする専任教員の数)	(専攻ごとに置くものとする専任教員の数)
改正前	改正後